

日常のごみ出しが困難な方 支障を感じておられる方 へのご案内（参考例）

●ごみ出しが困難な方への戸別収集（まごころ収集）

拠点収集を行っている地域にお住まいの方で、要介護認定を受けている方など以下の条件に該当する場合、かつ、ホームヘルプサービスを受けておられる方は精華町が行う戸別収集制度（まごころ収集）をご利用いただけます。

まごころ収集では、毎週1回、ご自宅敷地前へ収集に伺います。ご希望者には、ごみが出ていなかった場合の安否確認連絡（あらかじめご登録いただいた連絡先への連絡）も行います。

- ①要介護認定において要介護1以上の認定を受けた方
- ②身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級又は2級に該当する方
- ③療育手帳の交付を受け、障害の程度がAに該当する方
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級に該当する方
- ⑤上記①～④に該当の見込みがあり、認定申請を行っている方

上記に該当する方だけで構成される世帯の方で、戸別収集制度の利用を希望される場合は役場環境推進課へ申請を行ってください。

●ごみ出し助け合い活動（代理でのごみ出し等）の推進について

町では、ごみ出しに支障を感じておられる方を対象とした、地域の助け合い活動（代理でのごみ出しや、ごみの分別補助）への補助を行っています。

お住まいの地域の自治会等、地域の団体がごみ出し助け合い活動を行っている場合があるため、それぞれの団体にご相談ください。

もし周辺で代理でのごみ出しをお願いできる方や団体が見つからない場合、以下の団体でも支援活動に取り組んでおられますのでご相談ください（依頼料は各団体にお問い合わせください）。

- ・ 特定非営利活動法人さわやかウエスト
TEL：
- ・ 社会福祉法人相楽福祉会（相楽作業所）
TEL：
- ・ 公益社団法人精華町シルバー人材センター
TEL：

日常のごみ出しが困難な方 支障を感じておられる方 へのご案内（参考例）

●ごみステーション位置の変更や追加設置について

ごみステーションの位置が極端に遠かったり、ごみステーションとの高低差が大きいなどの事情によりごみ出しに苦勞されている場合、ごみステーションの位置変更を検討いただくのも1つの方法です。

ごみステーション位置の変更を希望される場合は、ステーション利用者（ごみ出し班）で新しいごみステーションとなる場所を調整いただき、町へご相談ください。道路状況など、収集に支障が無いかなどを確認のうえで決定します。

また、地形的に支障（階段があるなど）がある場合などの追加設置については事前に環境推進課までご相談ください。

●ごみ出し可能時間の緩和

町では、ごみは収集日の朝8時までに出していただくようご案内していますが、何時から出して良いかは統一的なルールが無く、それぞれの地域で決定されています。もしごみ出しが早朝であることが制約となり支援者を探ることが困難となっている場合があれば、ごみ出し班で話し合い、前日の日中からごみを出しても良いというルールに変えることも1つの方法です。

この場合、匂いなどが周辺に悪影響を及ぼさないよう、生ごみの水切りを徹底するなどの対策を行っていただくとともに、カラスなど動物による食害のリスクも増えることから、ネットやボックスの設置も併せてご検討ください。なお、ステーション用資材購入のための補助金制度もありますので、適宜ご活用ください。

●自治会に加入しておられない方へ

各自治会では地域の課題解決に取り組んでおられますが、非自治会員への対応や支援は困難かと思えます。これを機会に、ぜひ自治会への加入もご検討ください。

日常のごみ出しが困難な方 支障を感じておられる方 へのご案内（参考例）

●ごみステーション用資材の購入補助

カラス等によるごみの食害を防ぐためには、ネットだけでなく、ボックスを設置していただくことが有効です。ボックスについては、比較的軽量で折りたたみ可能な製品も市販されています（10世帯用で3～5万円程度）。

ごみステーション用の網やボックス購入費用については補助制度（ごみ集積所設置費及び改修費補助金）があります。（補助率1/2、上限15万円）

申請は原則自治会からとなっており、個人での申請は出来ません。自治会予算との調整が必要になりますので、利用される場合は事前に自治会にご相談ください。